

記載例1

退職して普通徴収に切り替える場合

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

令和〇〇年10月9日	住所(居所)又は所在地 〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376	特別徴収義務者 指定番号 12345678	宛名番号 87654321
(あて先) 山梨県南アルプス市長	フリガナ ミナミアルプス	連絡先の氏名及び所属課、係名並び電話番号 人事課給与係 南 二郎 (055)282-1111	※市町村ごとに異なります
氏名又は名称 株式会社 南アルプス	個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	異動の事由 ① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 退職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社解散 ⑧ 住所誤報 ⑨ その他(特別徴収不可)	異動年月日 〇〇.9.30
給与所得者 受給者番号(整理番号) 123456	フリガナ ヤマナシ イチロウ	(ア) 特別徴収税額(年税額) 120,000円	(イ) 徴収済税額 40,000円
氏名 山梨 一郎 (旧姓)	生年月日 昭和・平成 45年6月10日	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 80,000円	異動後の未徴収税額の徴収 退職した年の1月から退職時までの給与支払額 2,000,000円
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	1月1日現在の住所 南アルプス市寺部659	給与の支払を受けなくなった後の住所 同上	控除社会保険料額 200,000円

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄を記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定月日
1. 異動が 年 12月 31日 までで、申出があったため (月 日申出)	.
2. 異動が 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	.
異動者印	.

9月末で退職した給与所得者の徴収方法を、10月分から普通徴収に変更する場合。
 (ア)特別徴収税額(年税額) 120,000円(6月から翌年5月分)
 (イ)徴収済額 40,000円(6月から9月分)
 (ウ)未徴収税額 80,000円(10月から翌年5月分)
 ↑
 普通徴収税額

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	課・係	新しい勤務先では	※市町村記入欄
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	氏名	月割額 円を 月分から徴収し、納入します。	
フリガナ	電話	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
氏名又は名称	(内線)	納入書 要・不要	
個人番号又は法人番号			

【提出先】 〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376 南アルプス市役所総務部税務課市民税担当

受給者番号

御注意
 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
 3 転勤(転職)等により異動後の勤務先で引き継ぎ特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け継承してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け継承してください。新勤務先へ送付願います。4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

記載例2

退職して一括徴収する場合

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

令和〇〇年10月9日	住所(居所)又は所在地 〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376	特別徴収義務者 指定番号 12345678	宛名番号 87654321
(あて先) 山梨県南アルプス市長	フリガナ ミナミアルプス	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 課・係 人事課給与係 氏名 南 二郎 電話 (055)282-1111 (内線)	※市町村ごとに異なります
氏名又は名称 株式会社 南アルプス	個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	給与所得者 受給者番号(整理番号) フリガナ ヤマナシ イチロウ 氏名 山梨 一郎 (旧姓)	特別徴収税額(年税額) 円 120,000
生年月日 昭和・平成 45年6月10日	特別徴収税額(年税額) 円 120,000	徴収済税額 円 40,000	未徴収税額(ア)-(イ) 円 80,000
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	異動年月日 〇〇.9.30	1月1日現在の住所 南アルプス市寺部659	異動の事由 ① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社倒産
給与の支払を受けなくなった後の住所 同上	異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続一括徴収(1月以降は必須) 10 月分で納入(11月10日納期分) 3. 普通徴収(理由)	退職した年の1月から退職時までの給与支払額 円 2,000,000	控除社会保険料額 円 200,000

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
① 異動が〇〇年12月31日までで、申出があったため(月日申出)	10・12	80,000 円	80,000 円
2. 異動が年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	.	円	
異動者印	.	円	

一括で徴収した税額を納入する月を記載します。
※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です)	新しい勤務先の住所(居所)又は所在地
フリガナ	氏名又は名称
個人番号又は法人番号	電話(内線)

9月末で退職した給与所得者の徴収方法を、10月分で一括して納入する場合。
(ア)特別徴収税額(年税額) 120,000円(6月から翌年5月分)
(イ)徴収済額 40,000円(6月から9月分)
(ウ)未徴収税額 80,000円(10月から翌年5月分)
↑
一括徴収税額(納入額と同額)

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市町村処理欄	特別徴収義務者指定番号 12345678	※市町村ごとに異なります
	宛名番号 87654321	
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係 人事課給与係	
	氏名 南 二郎	
	電話 (055)282-1111 (内線)	
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額
① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社倒産	1. 特別徴収継続一括徴収(1月以降は必須) 10 月分で納入(11月10日納期分) 3. 普通徴収(理由)	円 2,000,000
		控除社会保険料額 円 200,000
氏名	続柄	1 (普B) 他の事業所で特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者
住所		2 (普C) 毎月の給与が少なく、税額が引けない
電話		3 (普D) 給与の支払期間が不定期(例:給与の支払いが毎月ではない)
		4 (普E) 普通徴収として扱う事業専従者(個人事業主のみ該当)
月割額	円を	※市町村記入欄
	月分	
	から徴収し、納入します。	
	親の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
納入書	要・不要	

【提出先】 〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376 南アルプス市役所総務部税務課市民税担当

受給者番号

御注意
1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載してください。
3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き継ぎ特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け付けてください。
4 前勤務先で本人から番号の提供を受け付けていない場合は、前勤務先へ送付してください。
5 前勤務先で本人から番号の提供を受け付けていない場合は、前勤務先へ送付してください。
6 前勤務先で本人から番号の提供を受け付けていない場合は、前勤務先へ送付してください。
7 前勤務先で本人から番号の提供を受け付けていない場合は、前勤務先へ送付してください。
8 前勤務先で本人から番号の提供を受け付けていない場合は、前勤務先へ送付してください。
9 前勤務先で本人から番号の提供を受け付けていない場合は、前勤務先へ送付してください。
10 前勤務先で本人から番号の提供を受け付けていない場合は、前勤務先へ送付してください。

記載例3

転勤等で特別徴収を継続する場合

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

令和〇〇年10月9日	住所(居所)又は所在地 〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376	特別徴収義務者 指定番号 12345678	宛名番号 87654321
(あて先) 山梨県南アルプス市長	フリガナ ミナミアルプス	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	※市町村ごとに異なります
氏名又は名称 株式会社 南アルプス	個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	課・係 人事課給与係 氏名 南 二郎 電話 (055)282-1111 (内線)	
給与所得者 受給者番号(整理番号) フリガナ ヤマナシ イテロウ	特別徴収税額(年税額) 円 120,000	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 ○ 9.30	異動後の未徴収税額の徴収 退職した年の1月から退職時までの給与支払額 円 2,000,000 控除社会保険料額 円 200,000
氏名 山梨 一郎 (旧姓)	徴収済税額 円 40,000	未徴収税額(ア)-(イ) 円 80,000	
生年月日 昭和・平成 45年6月10日	異動年月日 〇〇.9.30		
個人番号			
1月1日現在の住所 南アルプス市寺部659			
給与の支払を受けるようになった後の住所 同上			

転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。

9月末で転勤する給与所得者が、10月から新しい会社で特別徴収する場合。

新しい会社で特別徴収を開始する月(10月)とその月割額を記載します。

1. 異動が()月()日申出	徴収予定額	徴収予定額合計(上記ウ)と同額)
2. 異動が()年()月()日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	円	円
異動者印	円	円

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	12344321	課・係 総務課経理係
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 〒400-0222 南アルプス市飯野2806	連絡先の所属課、係名及び氏名並びに電話番号	氏名 中北 花子
フリガナ ミナミアルプスキカク	電話 (055)283-3000	電話 (内線)
氏名又は名称 (株)南アルプス企画		
個人番号又は法人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 1 2 3 4 5		

新しい勤務先では 月割額 10,000 円を 10月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	※市町村記入欄
納入書 要 ・ 不要	

【提出先】 〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376 南アルプス市役所総務部税務課市民税担当

受給者番号

御注意
1. 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2. 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3. 「転勤・再就職等」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
4. 前勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付し、一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収してください。
5. 前勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付し、一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収してください。